

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

令和8年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス

日時：令和8年6月8日（月）11時30分～12時00分

場所：こども家庭庁長官官房第2会議室

出席者：安藤有識者、石井有識者、永井有識者、永久有識者、西尾有識者、松村有識者

(50音順)

議題4 単発のイベント・広報啓発の見直し

○湯山参事官 では、引き続いて4つ目の事業について議論を行いたいと思います。

4つ目は「単発のイベント・広報啓発の見直し」についてでございます。御説明をお願いいたします。

○総合政策担当 引き続きまして、総合政策担当でございます。よろしくお願いいたします。

「単発のイベント・広報啓発に係る委託費の見直し」ということで幾つか事業がございますので御説明申し上げます。

まず初めに「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」というもので1件目でございますけれども、こちらにつきましては「こどもまんなか」というものを少し広めていくということで情報発信を行うというものでございます。単発のイベントということではございませんが、SNSでの発信といったことですか、あとはリレーシンポジウムといったことに取り組んでいるところでございます。これにつきましても、やはり効果はしっかり見ながらということは当然でございますので、ほかの事業などと一体的に実施していくということで今後対応していきたいと考えてございます。

2つ目でございますが、ライフデザインの関係でございまして、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」ということで、ライフデザインの事業で掲げさせていただいてございます。

こちらの事業につきましては、ライフデザインの重要性とか、そういったことをしっかり御理解いただくために広報ということを実施しているものでございまして、コンテンツの作成、拡充などを行っているところでございます。

こちらにつきましても、ライフデザインの重要性そのものは我々必要だと考えておりますけれども、その実施の手法につきましては、より効果的なやり方が改善できるかと思っております。継続的に若者に寄り添う支援体制として一体的に実施していくことができればと思っております。

3点目でございますが、こども・若者意見反映のいけんぶらすの事業でございます。こちらにつきましては、こども基本法で求められている取組を実施するためのスキームでございまして、こどもの意見、若者の意見というものを政策に反映していく仕組みを提供し

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

ているものでございます。こちらイベントとか、広報啓発といったものではございませんで、あくまでもこども・若者の意見を聴く場を提供するというものでございます。

ここで提供しているスキームに限定されるわけではございませんで、各省庁が実施するに当たりましてはほかのやり方も可能でございますけれども、実態といたしまして各省が政策にこどもの意見を反映する上でまだノウハウが蓄積されていないという現状がございますので、当面はこの取組が必要かとは思っております。

他方で、それぞれの省庁が自律的にこういったこどもの意見反映ができるということが最終的には理想だと思っております、我々としても各省に対して自走化できるような支援の強化というものを行っていきたいと思っております。

なお、ホームページでの情報発信等につきましてでございますけれども、情報発信部門についてはこども家庭庁のホームページの活用といったことも強化をしていきたいと考えているところでございます。

次に、こどもまんなか社会の実現に向けたプラットフォームの運営事業でございます。こちらにつきましても単発のイベントということではございませんが、いろいろなステークホルダーの皆様が集まっておりますので、そういった方と連携して協働していく。まさにそのプラットフォームを提供するというものでございます。いろいろなステークホルダーの方に入っておりますので、そういった方々に民主体で実施していただくということが重要だと思っております、今年度その実現に向けて論点を整理した上で、来年度からはしっかりと民主体で対応していただくといった形で対応していきたいと思っております。

最後でございますが、こどもの権利の擁護体制ということで、こどもの権利擁護体制整備促進事業ということでございますが、こちらはイベントとかではなくて純粋に調査研究を行っている事業ということでございます。過去2年間、調査研究事業で様々な取組を調査してまいりましたので、昨年度をもって調査は終わって次のフェーズにいくということで、来年度につきましては委託調査という形ではなくて、必要があれば個別にヒアリングを行うといった形で対応していきたいと考えてございます。

総合政策担当からは以上でございます。

○母子保健課 母子保健課でございます。

一番下の「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」でございます。

現在、全国フォーラムをオンライン上で実施してございます。それから、ウェブサイトによる広報・啓発というものを実施してございます。

令和3年から広報・啓発自体はやっておりますけれども、当初に比べまして一定程度、国民の理解が深まったと思いますので、見直しの方向ということでフォーラムというやり方については、フォーラム以外の方法を検討したいと思っております。

具体的には妊娠を考える段階の方、あるいは流産を経験した方等、ターゲット層に応じたSNSの発信を行い、現在ウェブサイトの充実を図っておりますので、そういったところに

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

誘導するというような方法を考えたいと思っております。具体的には、今後しっかり検討してまいります。

以上でございます。

○湯山参事官 御説明ありがとうございました。

この4つ目の議題でございますけれども、事業は様々ありますが、お手元にお配りしているA3の資料を御覧になっていただきますと、事業全体で6個あるのですが、うち初めのこども・子育てにやさしい社会づくり、それからライフデザイン、その後のプラットフォーム事業、権利擁護についてはお手元の資料にありますとおり、担当課室のほうでも一定の踏み込んだ対処方針というものを既に示させていただいております。

したがって、ここの質疑応答で特に重点的にお願いしたいと思っておりますのは、いけんぷらすの情報発信のところで、それから不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業、こちらについて何か御質問とかがあればお願いしたいと思っておりますけれども、特段なければコメント欄のほうの検討に移っていきたいと思っております。いかがでしょうか。前回の勉強会でもそれなりに御質問いただきましたけれども、何かあればと思いますが、よろしいですか。

では、西尾先生。

○西尾有識者 私は個別の事業ではなくて全体のコメントになるのですが、このイベント広報・啓発という事業については事業の成熟段階によって目指すアウトカムが変わってくるのではないかと思います。初期の事業であれば、まずは知ってもらうとか、認知してもらうということがアウトカムになってくるでしょうし、それが中期的な取組になってくれば、その取組を活用してもらうとか、定着化していくとか、そういったことにアウトカムとカムの重点が移っていくのかなと思っておりますので、こういったものを取り組む際に、その取組が単発で終わった後、どういう取組につなげていくかという出口を見据えた上で、終期も見据えてその事業に取り組んでいくということが大事ではないかと思っています。それが1点です。

それに関連して、その意味でロジックモデルでどのような効果が発現されていくのかという仮説設定が重要になってくると思うのですが、今回拝見した幾つかの事業のロジックモデルを見ると、アクティビティーがたくさんある中でそれが直接長期アウトカムに結びついているという、長期アウトカムがたくさん設定されている事業が多いように見られました。恐らく単発の事業ですから、その事業だけで見れば最終アウトカムというものが長期アウトカムに設定されるので、アクティビティーに直接結びついているようなアウトカムが長期アウトカムに設定されてしまうのかなと思うのですが、本来ここで挙げているアウトカムというのは非常にアクティビティーに近い直接的な短期アウトカムではないかと思っておりますので、その事業だけでロジックモデルを閉じるのではなくて、その事業が中長期的に何を目指しているのかというところで中期アウトカム、長期アウトカムを設定した上で、この事業が短期アウトカムとしてこれを目指しているんだというような位置づけでロ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

ジックモデルをつくっていただくと、先ほどの出口戦略として何を描いてこの事業に取り組んでいくかということが描きやすくなるのではないかと思います。

以上、コメントになります。

○湯山参事官 先生、ありがとうございます。

あとは、特段よろしいでしょうか。

よろしければ、取りまとめの御議論のほうに移っていただきたいと思いますので、担当部局は御退室をお願いできればと思います。どうもありがとうございました。

(取りまとめコメント案の作成)

○湯山参事官 それでは、取りまとめ役の永井先生のほうから御議論を踏まえたコメント案の御提示をお願いいたします。

○永井有識者 それでは、先生方からいただきましたコメントの内容も踏まえまして、取りまとめコメント案については次のようにさせていただければと存じます。

1. 本事業については、租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた国民からの意見・提案募集でも、「啓発やイベント等の委託事業について政策効果が不透明であり、縮減すべき。持続的かつ構造的な効果を持つ施策に転換すべき。」「認知度向上・魅力発信など定性的な事業が多く、シンポジウム開催など“やってる感”の演出に終始している。」などと、極めて厳しい指摘を受けている。

そもそも単発のイベント・広報であれ、何らかの上位政策の実現に資することを目的としていなければならない。上位政策の実現の目的に従って、個々の事業が、そのどの部分をどの程度貢献すべきものを明示した目標設定を行い、評価がなされる必要がある。それが不明瞭である以上、抜本的な見直しが不可避である。

以上を踏まえ、単発のイベント・広報啓発の委託費は、持続的かつ構造的な政策効果が確保される施策への転換や、民間の取組への後援等の別途の手段での対応等へと抜本の見直しを行い、政策効果と効率性を強化すべきである。

2. 具体的な対応としては、以下のとおりとすべきである。

「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」及び「若い世代に向けたライフデザインに関する情報発信等」については、本事業は来年度予算要求は行わない。必要があれば、「こどもとともに成長する企業構想」の地域向けこども・若者支援施策の一つのメニューとして一体的に実施していくこととすべきである。

「こども若者の意見のこども施策への意見反映（いけんぶらす）」については、いたずらにイベントなどを繰り返すのではなく、国・地方の政策形成プロセスの中に構造的にこどもの意見反映を行う状況を創出することに優先的に取り組むべきである。

ただし、こども・若者が安心して意見を述べることができるようなノウハウが蓄積されていないことがあると考えられることから、現時点では、来年度は本取組を継続していく必要があるものの、その後は、各府省庁において自律的に取り組むことができるようにな

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

ることが重要であることから、こども家庭庁においては今から自走化に向けた支援の強化・重点化を行うことが必要で、そうした構造化に向けた取組が乏しい中での事業継続は合理性を欠く。また、本事業の情報発信については、こども家庭庁ホームページの活用を図ること。

「こどもまんなか社会実現プラットフォーム運営等事業」については、当面はプラットフォームの運営を安定させ、官民・民間同士の協働が実効的に機能する基盤を確立することと並行して、プラットフォームを通じた活動の実践と検証を行い、段階的に持続的・構造的な施策への転換を検討していく。

また、将来的な民間主体による運営の自立自走化に向けて、民間主体による持続的な運営体制の確立に向けて論点整理と議論を令和8年度より進めていく。

以上を踏まえ、令和9年度より完全な民間移行することとし、来年度予算の要求は行わない。

「こどもの権利擁護体制整備促進事業」については、次年度以降、個別に関係団体へのヒアリング等を実施し、こどもの権利擁護に係る体制整備の在り方について検討を進めることとし、令和9年度は予算要求を行わない。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」については、全国フォーラムの開催は終了し、今後は必要な方が必要な情報に確実にたどり着けるよう、また、不育症に対する理解を深めるために既存サイトへの誘導を図る。不妊症・不育症について悩みを抱えた国民への情報提供という趣旨は重要であり、今後にも必要な者に必要な情報が提供されるようにすべきである。

3. こども家庭庁が中心となり、「こどもの意見」を集めるという政策は意義がある。

「こども若者の意見のこども施策への意見反映（いけんぶらす）」において、意見聴取の対象となる「ぶらすメンバー」が目標数に達していないことから、学校の活用なども含め、構造的な効果を持つ手段により、一層認知を拡大すべきである。特に、こども・若者の意見を聴き、政策反映に関して意見を出した者にフィードバックすることは意義が大きい。

こうした取組が構造的に広がるように、重要性への認識を抜本的に高める措置を検討すべきである。その際、政策効果を高めるためには、他省庁や民間、教育現場との連携を深化させることが重要であり、その点に留意して検討すべきである。

4. いずれの事業も、見直し後も効果検証をしっかりと行うべきである。

なお、そもそも広報啓発事業については終期と出口戦略の設定が必要であり、今後見直し後の事業においてもこの点に留意すべきである。そのためには、適切なロジックモデルと短・中期の目標と長期の目標の連関等が重要である。

以上でございます。

○湯山参事官 永井先生、ありがとうございました。

先生方から追加的に御意見、コメントがあればお願いいたします。

特段よろしいですか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「令和8年度行政事業レビュー」ページ (<https://www.cfa.go.jp/project-review/2026/>) からご覧いただけます。

そうしましたら、今おまとめいただきましたコメントで今回取りまとめの御意見という形にさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、4つ目の議題についても終了いたしました。ありがとうございました。

では、これをもちまして本日の公開プロセスの議論は全て終了となります。御出席いただきました先生方におかれましては、時間を超過しまして大変申し訳ございません。

長時間にわたり御議論いただきまして、本当にありがとうございました。